「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け、国自整第 353 号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第３５３号 令和２年４月１日 国自整第●号 最終改正　令和　年　月　日 各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿 物流・自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） 本文　（略） 別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次　第１節から第６節（略） 第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）	国自整第３５３号 令和２年４月１日 各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿 物流・自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） 本文　（略） 別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次　第１節から第６節（略） 第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）

(10)　「普通自動車（大型）」とは、施行規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（車両総重量が八トン以上のもの、最大積載量が五トン以上のもの又は乗車定員が三十人以上のものに限る。）をいう。	（新設）
(11)　「普通自動車（中型）」とは、施行規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（最大積載量が二トンを超えるもの又は乗車定員が十一人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）をいう。	（新設）
(12)　「普通自動車（小型）」とは、施行規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上三欄に掲げるものを除く。）をいう。	（新設）
(13)　「普通自動車（乗用）」とは、施行規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（上四欄に掲げるものを除く。）をいう。	
(14)　～(26)（略）	(10)　～(22)（略）
(27)　「大型普通自動車」とは、実施規程第１条第５号に規定する大型普通自動車をいう。	（新設）
(28)　「中型普通自動車」とは、実施規程第１条第６号に規定する中型普通自動車をいう。	（新設）
第２節～第４節（略）	第２節～第４節（略）
第５節　整備主任者及び自動車検査員等の研修等 （略）	第５節　整備主任者及び自動車検査員等の研修等 （略）
第６節（略）	第６節（略）

附則 １．～７．（略）	附則 １．～７．（略）
附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～３．（略）	附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～３．（略）
附則　（令和７年３月 31 日　国自整第 232 号） （略） 附則　（令和７年７月８日　国自整第 77 号） １．～２．（略）	附則　（令和７年３月 31 日　国自整第 232 号） （略） 附則　（令和７年７月８日　国自整第 77 号） １．～２．（略）
附則　（令和●年●月●日　国自整第●号） １．本改正規定は、令和●年●月●日から施行する。ただし、第５節にあっては令和９年４月１日から施行する。 ２．自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程の一部を改正する告示（令和●年国土交通省告示第●号。）の施行の際現に実施規程第３条第１項の規定による届出をしている訪問特定整備等事業者が行う限定訪問特定整備であって、本改正規定による改正前の別添６第２　２イ（(ｱ) に掲げるものに限る。）に該当するものについては、令和９年３月３１日までの間は、本改正規定の別添６第４　５の規定は、適用しない。	（新設）
別添１ 目　次　（略） 第１（略）	別添１ 目　次　（略） 第１（略）

第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い

１～８　（略）

９　電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、⑴の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

⑴　電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。

⑵　下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車（大型）	３メートル	11メートル
普通自動車(中型)	３メートル	８メートル
普通自動車(小型)	2.5メートル	６メートル

第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い

１～８　（略）

９　電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、⑴の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

⑴　電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。

⑵　下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車（車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	３メートル	11メートル
普通自動車(最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	３メートル	８メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途	2.5メートル	６メートル

普通自動車(乗用)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	２メートル	3.5メートル

第３～第５　（略）

別添２～別添３（略）

別添４　整備主任者研修実施要領

目　次　（略）

第１　（略）
第２　研修の区分
　研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。
１　法令研修
⑴　（略）
⑵　研修実施時期
　研修対象者が毎年度１回受講できるよう実施する。
⑶～⑷　（略）
⑸　研修の実施形態
　研修は原則としてオンラインにより実施し、「道路運送車両法

に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。）		
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	２メートル	3.5メートル

第３～第５　（略）

別添２～別添３（略）

別添４　整備主任者研修実施要領

目　次　（略）

第１　（略）
第２　研修の区分
　研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。
１　法令研修
⑴　（略）
⑵　研修実施回数
　研修対象者に対して毎年度１回実施する。
⑶～⑷　（略）
⑸　研修人員
　同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とす

の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意して実施するものとする。	る。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。
⑹　研修教材 ア　全国共通の教材の内容は、物流・自動車局自動車整備課が定めることとする。 イ　地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、運輸支局（運輸監理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。	⑹　研修教材 ア　全国共通の教材の内容は、物流・自動車局自動車整備課が定めることとする。 イ　地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。
⑺　オンライン研修用動画 地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会及び学識経験者が監修したとする。	⑺　講師 運輸支局職員及び学識経験者とする。
⑻　研修の実施方法 ア　研修は、運輸支局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）が自動車整備振興会の協力を得て実施する。	⑻　研修の実施方法 ア　研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。
イ　研修対象者は、選任された事業場を管轄する運輸支局長が実施する研修を受講するものとする。ただし、管轄外の運輸支局長が実施する研修を受講する必要がある場合は、当該事業場を管轄する運輸支局長及び当該研修を実施する管轄外の運輸支局長の承諾を得ること。	（新設）
ウ　自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく同法施行規則第 62 条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。	イ　自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく同法施行規則第 62 条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。
⑼　対面による研修の実施 研修は必要がある場合に限り、対面により実施することもできる。なお、対面により研修を実施する場合にあっては、研修	⑼　オンラインによる研修の実施 研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両

を受ける者の数は原則として200名以下とし、オンライン研修用動画を放映することにより実施することを基本とするが、運輸支局職員及び学識経験者等による講義により実施することもできるものとする。	法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。
2　技術研修	2　技術研修
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　研修実施時期 研修対象者が毎年度１回受講できるよう実施する	⑵　研修実施回数 研修対象者に対して毎年度１回実施する。
⑶～⑷　（略）	⑶～⑷　（略）
⑸　研修の実施形態 実習については対面により実施し、実習以外については、対面またはオンラインにより実施する。なお、同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とし、実習以外についてオンラインにより実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。	⑸　研修人員 同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。
⑹　（略）	⑹　（略）
⑺　講師又はオンライン研修用動画 ア　講師は自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。 イ　オンライン研修用動画は講師が監修した動画とする。	⑺　講師 自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。 （新設）
⑻　研修の実施方法 ア　研修は、自動車整備振興会又は次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわ	⑻　研修の実施方法 ア　研修は、自動車整備振興会又は次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。

らず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。	
(ｱ) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等	(ｱ)　自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等
(ｲ) 輸入自動車取扱ディーラー	(ｲ)　輸入自動車取扱ディーラー
(ｳ) 自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合)	(ｳ)　自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合) なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。
(ｴ) 自動車車体整備協同組合（北海道にあっては北海道自動車車体整備協同組合連合会の会員である協同組合）	(ｴ)　自動車車体整備協同組合（北海道にあっては北海道自動車車体整備協同組合連合会の会員である協同組合）
イ　自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく同法施行規則第 62 条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。	イ　自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく同法施行規則第 62 条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。
⑼　（削除）	⑼　オンラインによる研修の実施 実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。
別添５　自動車検査員研修実施要領	別添５　自動車検査員研修実施要領
１～２　（略）	１～２　（略）
３　研修実施時期	３　研修実施回数

研修対象者が毎年度１回受講できるよう実施する。 ４　（略） ５　研修時間 ３時間以上とする。 ６　研修の実施形態 研修は原則としてオンラインにより実施し、「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意して実施するものとする。 ７　研修教材 研修教材は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ）が適当と認めたものとする。 ８　オンライン研修用動画 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸監理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車技術総合機構、自動車整備振興会、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者が監修した動画とする。 ９　研修実施方法 地方運輸局長は運輸支局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。なお、研修対象者は、選任された事業場を管轄する運輸支局長が実施する研修を受講するものとする。ただし、管轄外の運輸支局長が実施する研修を受講する必要がある場合は、当該事業場を管轄する運輸支局長及び当該研修を実施する管轄外の運輸支局長の承諾を得ること。 10　管轄が異なる事業場における兼任の特例 管轄が異なる複数の事業場において自動車検査員を兼任してい	研修対象者に対して毎年度１回以上実施する。 ４　（略） ５　研修 ３時間以上とする。 ６　研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 ７　研修教材 研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。 ８　講師 運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者 ９　研修実施方法 地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。 （新設）

る場合にあっては、いずれかの運輸支局長が実施する研修を受講することで差し支えない。ただし、いずれかの事業場において整備主任者に選任されている場合にあっては、当該整備主任者として選任された事業場を管轄する運輸支局長が実施する研修を受講するものとする。	
11　対面による研修の実施 　研修は、必要がある場合に限り、対面により実施することもできる。なお、対面により実施する場合にあっては、研修を受ける者の数は原則として 200 名以下とし、オンライン研修用動画の放映することにより実施することを基本とするが、運輸支局職員及び学識経験者等による講義により実施することもできるものとする。	10　オンラインによる研修の実施 　研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。
別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領	別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領
目　次　（略）	目　次　（略）
第１（略）	第１（略）
第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い １　訪問特定整備等の依頼者の範囲 　訪問特定整備等事業者は、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、訪問特定整備等の作業の依頼を受けることはできないものとする（すなわち、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、別の訪問特定整備等事業者に対して、自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備（訪問特定整備等を含む）を再委託（外注）することはできないものとする。）。	第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い １　訪問特定整備等の依頼者の範囲 　訪問特定整備等事業者は、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、訪問特定整備等の作業の依頼を受けることはできないものとする（すなわち、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、別の訪問特定整備等事業者に対して、自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備（訪問特定整備等を含む）を再委託（外注）することはできないものとする。）。

２　訪問特定整備等事業者が行うことのできる訪問特定整備等の種類 ⑴　訪問特定整備等事業者が、事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。 ア　訪問特定整備 (ｱ)～(ｴ)（略） イ　限定訪問特定整備 ４の要件を全て満たす場所において、特定整備のうち次に掲げるものを行うこと。ただし、法第 94 条の５第１項の「点検」及び「整備」としてこれらを行うことはできない。 (ｱ)　普通自動車（大型普通自動車を除く。）、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッドの交換。 (ｲ)　大型普通自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」（以下、「定期点検整備」という。）に該当するものを除く。）。 (ｳ)　普通自動車（大型普通自動車を除く。）、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキ・ドラム（センタ・ブレーキ・ドラムを除く。以下同じ。）を取り外して行うブレーキ・ライニングの交換又はブレーキ・ドラムを取り外すために必要となる動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）若しくは走行装置のうちホイール・ベアリング若しくはリア・	２　訪問特定整備等事業者が行うことのできる訪問特定整備等の種類 ⑴　訪問特定整備等事業者が、事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。 ア　訪問特定整備 (ｱ)～(ｴ)（略） イ　限定訪問特定整備 ４の要件を全て満たす場所において、特定整備のうち次に掲げるものを行うこと。ただし、法第 48 条第２項において読み替えて準用する法第47条の２第３項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）又は法第94条の５第１項の「整備」としてこれらを行うことはできない。 (ｱ)　普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。 （新設） （新設）

アクスル・シャフトの取り外し（ホイール・ベアリング、リア・アクスル・シャフトの他、ブレーキ・ドラムを取り外すためには取り外す必要がある走行装置に係る部品の取り外しを含む。）。	
㈡　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し（定期点検整備に該当するものを除く。）。	㈠　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し。
㈢　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換（定期点検整備に該当するものを除く。）。	㈢　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換。
⑵　（略）	⑵　（略）
3　訪問特定整備の作業場所（略）	3　訪問特定整備の作業場所（略）
4　限定訪問特定整備の作業場所	4　限定訪問特定整備の作業場所
実施規程第２条第２号の「安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所」とは、次の要件を全て満たす場所をいう。	実施規程第２条第２号の「安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所」とは、次の要件を全て満たす場所をいう。
⑴　次のいずれかを満たすこと。	⑴　次のいずれかを満たすこと。

ア　届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね１時間以内の位置にあること。 イ　届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。	ア　届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね１時間以内の位置にあること。 イ　届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。
⑵　限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から 50cm 以上のスペースがあること。ただし、限定訪問特定整備のうち定期点検整備に該当するものを行う場合にあっては、本文の規定にかかわらず、第４　５アの規定を満たす場所であること。	⑵　限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から 50cm 以上のスペースがあること。
⑶　屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに 30cm を加えた高さ以上であること。	⑶　屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに 30cm を加えた高さ以上であること。
⑷　作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。	⑷　作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
⑸　法第２条第６項の「道路」（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。	⑸　法第２条第６項の「道路」（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。
⑹　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 14 項及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第１条の２に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。	⑹　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 14 項及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第１条の２に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
⑺　限定訪問特定整備のうち定期点検整備に該当するものを行う場合にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域でないこと。	（新設）

⑻　強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。 ⑼　そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。 ５～６（略）	⑺　強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。 ⑻　そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。 ５～６（略）
第３　訪問特定整備等教育に係る取扱い １　訪問特定整備等教育の内容 訪問特定整備等教育は、次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ⑴～⑸ ⑹　限定訪問特定整備のうち定期点検整備に該当するものを行う場合にあっては、安全作業マニュアルを使用して安全な作業方法等に関する知識及び能力 ⑺　⑴～⑹に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。 ２～３（略）	第３　訪問特定整備等教育に係る取扱い １　訪問特定整備等教育の内容 訪問特定整備等教育は、次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ⑴～⑸ （新設） ⑹　⑴～⑸に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。 ２～３（略）
第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２及び実施規程第７条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 ⑴　分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　当該事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機	第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２及び実施規程第７条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 ⑴　分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　当該事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機

させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　次に掲げる事業場には、事業場の区分に応じた(ｱ)から(ｴ)までに定める者を少なくとも１人待機させること。 (ｱ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場（(ｲ)に掲げるものを除く。）にあっては、一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）又は自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）の規定による一級若しくは二級の自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格した者 (ｲ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものにあっては、一級若しくは二級の自動車整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格した者 (ｳ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（(ｴ)に掲げるものを除く。）にあっては、一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは	させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　当該事業場に少なくとも１人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。(3)イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であって国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者 (ｴ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものにあっては、一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であって国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者 ウ　次に掲げる事業場に待機させる従業員のうち、事業場の区分に応じた(ｱ)から(ｴ)までに定める者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 (ｱ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場（(ｲ)に掲げるものを除く。）にあっては、一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは三級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者 (ｲ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものに	ウ　当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。

あっては、一級、二級若しくは三級の自動車整備士又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者 (ｳ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（(ｴ)に掲げるものを除く。）にあっては、一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者、検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であって国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者 (ｴ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものにあっては、一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者、検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であって国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者 ⑵　電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。	⑵　電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。	ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
イ　事業場に少なくとも１人の一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、自動車車体・電子制御装置整備士若しくは自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定を合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。	イ　事業場に少なくとも１人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。
ウ　事業場に待機させる従業員のうち一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、三級自動車整備士（総合）、自動車電気・電子制御装置整備士若しくは自動車車体・電子制御装置整備士又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に	ウ　事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。

１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑶　分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　次に掲げる事業場には、事業場の区分に応じた(ｱ)又は(ｲ)に定める者を少なくとも１人待機させること。 (ｱ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場にあっては、一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者 (ｲ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場にあっては、一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者、検定規則の規定	⑶　分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　事業場に少なくとも１人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。

による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であって国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者 ウ　次に掲げる事業場に待機させる従業員のうち、事業場の区分に応じた(ｱ)又は(ｲ)に定める者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 (ｱ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場にあっては、一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは三級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者 (ｲ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場にあっては、一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者、検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則	ウ　事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。

の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者	
⑷～⑸（略）	⑷～⑸（略）
⑹　従業員が２人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月における持込み車検台数が５台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月において、検査を受けるために、法第 48 条第１項の「点検」（いわゆる「定期点検」のことをいう。）及び定期点検整備を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が５台以上であること。）の事業場については、⑴～⑶の規定を適用しない。ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第４号の２の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合は除く。	⑹　従業員が２人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月における持込み車検台数が５台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月において、検査を受けるために、法第 48 条第１項の「点検」（いわゆる「定期点検」のことをいう。）及び同条第２項において読み替えて準用する法第 47 条の２第３項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が５台以上であること。）の事業場については、⑴～⑶の規定を適用しない。ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第４号の２の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合は除く。
２～４（略）	２～４（略）
５　大型普通自動車又は中型普通自動車における限定訪問特定整備の実施体制等 限定訪問特定整備のうち大型普通自動車又は中型普通自動車に係る第２　２⑴イ(ｱ)～(ｳ)のものを行う場合にあっては、実施規程第７条第５号の「訪問特定整備士等を二人以上従事させるとともに、安全性の確保を図るための措置」として、次に掲げるものを全て講じること。 ア　訪問特定整備士等を二人以上従事させること。 イ　訪問特定整備士等にホイールドーリー及びインパクトレ	（新設）

ンチを使用させること。ただし、タイヤ・ホイールの脱着作業を行わない場合にあってはこの限りでない。

6　限定訪問特定整備のうち定期点検整備に該当するものを行う場合の実施体制等

限定訪問特定整備のうち定期点検整備に該当するものを行う場合にあっては、実施規程第７条第６号の「当該限定訪問特定整備に係る自動車の種類に応じ規則別表第四に掲げる点検作業場の規模の基準を満たす場所において行うとともに、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図るための措置」として、次に掲げるものを全て講じること。

ア　作業場所は、当該限定訪問特定整備に係る自動車の種類に応じた「規則別表第四に掲げる点検作業場の規模の基準を満たす場所」で行うこと。なお、「規則別表第四に掲げる点検作業場の規模の基準」は、屋内であるかに関わらず下表に掲げる規模の作業場所であれば良い。

対象とする自動車の種類	点検作業場の規模	
	間口	奥行
普通自動車（大型）	５メートル以上	12メートル以上
普通自動車(中型)	５メートル以上	９メートル以上
大型特殊自動車	５メートル以上	９メートル以上
普通自動車(小型)	4.5メートル以上	７メートル以上
普通自動車(乗用)	４メートル以上	６メートル以上
四輪の小型自動車	４メートル以上	６メートル以上
三輪の小型自動車	４メートル以上	６メートル以上
二輪の小型自動車	３メートル以上	3.5メートル以上
軽自動車	3.5メートル以上	4.4メートル以上

（新設）

イ　訪問先が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に該当しない地域であることを確認し、該当する地域では、行わないこと。 ウ　安全作業マニュアルを作成し、訪問特定整備等教育に使用すること。 エ　訪問特定整備士等は、安全ヘルメット、安全靴及び蛍光ベストを装着すること。 オ　作業場所の近隣には、訪問特定整備士等が利用できる冷暖房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所があることを確認すること。なお、これらの休憩場所がない場合は、これを確保すること。 カ　周囲の通行人等に対して、パイロン（カラーコーン）やロープ等を使用して作業場所を明示すること。	
７～８　（略）	５～６　（略）
９　訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存	７　訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）
⑶　訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件（第２　３⑴ウからキまで若しくは⑵ウからキまで）又は限定訪問特定整備の作業場所の要件（第２　４⑶から⑼（⑺を除く。）まで）を全て満たすことが分かるように撮影したものとする。	⑶　訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件（第２　３⑴ウからキまで若しくは⑵ウからキまで）又は限定訪問特定整備の作業場所の要件（第２　４⑶から⑻まで）を全て満たすことが分かるように撮影したものとする。
⑷～⑹　（略）	⑷～⑹　（略）
10　実施規程に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因する重大事故が発生した場合の報告義務	８　実施規程に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因する重大事故が発生した場合の報告義務
⑴　実施規程第７条第 10 号の「第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が第１から第４までの規定を	⑴　実施規程第７条第８号の「第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が第１から第４までの規定を

参照し判断するものとする。 ⑵　実施規程第７条第10号の「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とする。 ア　訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合 (ｱ)　死亡 (ｲ)　負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの イ　火災が発生した場合 11　訪問特定整備等の体制に関する第三者確認 ⑴　実施規程第７条第11号の「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者（以下「第三者機関」という。）をいう。 ⑵　実施規程第７条第11号の第三者機関による確認（以下「第三者確認」という。）は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとする。 ⑶～⑸　（略） 12　（略） 13　自動車特定整備事業者の遵守事項 訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、第４　１～12のほか、法第91条の３に基づく施行規則第62条の２の２第１項各号に規定する事項を遵守しなければならない。 14～16　（略） 別紙１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 １～２（略）	参照し判断するものとする。 ⑵　実施規程第７条第８号の「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とする。 ア　訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合 (ｱ)　死亡 (ｲ)　負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの イ　火災が発生した場合 ９　訪問特定整備等の体制に関する第三者確認 ⑴　実施規程第７条第９号の「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者（以下「第三者機関」という。）をいう。 ⑵　実施規程第７条第９号の第三者機関による確認（以下「第三者確認」という。）は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとする。 ⑶～⑸　（略） 10　（略） 11　自動車特定整備事業者の遵守事項 訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、第４　１～９のほか、法第91条の３に基づく施行規則第62条の２の２第１項各号に規定する事項を遵守しなければならない。 12～14　（略） 別紙１　自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 １～２（略）

3　整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の２の２第２項） ⑴　記載項目 ア　届出者の氏名又は名称及び住所 イ　統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地 ウ　認証番号 エ　選任する整備主任者の氏名及び生年月日 オ　統括管理業務の開始日 カ　整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日 ⑵　添付書面 ア　次の(ｱ)から(ｴ)までに掲げる分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。） (ｱ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場（(ｲ)に掲げるものを除く。）において、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の２の２第１項第７号に基づく一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格していることを証する書面の写し (ｲ)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものにおいて、同規則第 62 条の２の２第１項第７号に基づく一級若しくは二級の整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格していることを証する書面の写し (ｳ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（(ｴ)	3　整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の２の２第２項） ⑴　記載項目 ア　届出者の氏名又は名称及び住所 イ　統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地 ウ　認証番号 エ　選任する整備主任者の氏名及び生年月日 オ　統括管理業務の開始日 カ　整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日 ⑵　添付書面 ア　分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の２の２第１項第７号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し

に掲げるものを除く。）において、一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）、自動車車体・電子制御装置整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の整備士にあっては、同規則第62条の２の２第１項第７号に基づく当該整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し、自動車車体・電子制御装置整備士にあっては、施行規則第57条第７号に規定する国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し、旧検定規則の規定による自動車車体整備士にあっては、同規則第57条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し及び国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し (ｴ)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であって、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるものにおいて、一級若しくは二級の整備士、自動車車体・電子制御装置整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の整備士にあっては、同規則第62条の２の２第１項第７号に基づく当該整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し、自動車車体・電子制御装置整備士にあっては、施行規則第57条第７号に規定する国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し、旧検定規則の規定による自動車車体整備士にあっては、同規則第57条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し及び国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し イ　電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）、二級自動車整備士（総合）、	イ　電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講

自動車電気・電子制御装置整備士若しくは自動車車体・電子制御装置整備士にあっては、当該整備士に合格していることを証する書面の写し、旧検定規則の規定による一級二輪の整備士、二級の整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士にあっては、同規則第 57 条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し	習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し
ウ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合 (ｱ) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場においては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）若しくは二級自動車整備士（総合）にあっては、当該整備士に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士（二級自動車整備士（総合）を除く。）にあっては、施行規則第57条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し (ｲ) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場において、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）若しくは二級自動車整備士（総合）の整備士にあっては、当該整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し、旧検定規則の規定による一級二輪の整備士若しくは二級の整備士にあっては、施行規則第57条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し、自動車車体・電子制御装置整備士にあっては、施行規則第57条第７号に規定する国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し、旧検定規則の規定による自動車車体整備士にあっては、同規則第57条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書	ウ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあっては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあっては、施行規則第　57　条第７号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

面の写し及び国土交通大臣が定める講習を修了したことを証する書面の写し ４～５（略） 別紙２～別紙４（略）	 ４～５（略） 別紙２～別紙４（略）